

東北文教大学

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等にかかる本学の取扱方針

平成 26 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 12 月 16 日改正

（目 的）

第 1 条 本ガイドラインは文部科学省等の競争的資金等に係る研究費の適正な運営・管理を図るため、法令のほか学校法人富澤学園 東北文教大学（東北文教大学短期大学部含む、以下「本学」とする）の責任体系および不正防止体制等を定め、徹底および遵守するとともに、適正な研究活動を一層推進することを目的とする。

（対象とする競争的資金）

第 2 条 科学研究費補助金などの競争的資金とする。

（最高管理責任者）

第 3 条 大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮するものとする。

（統括管理責任者）

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、副学長とする。
統括管理責任者は不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする大学全体の具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示し、それぞれの実施状況を最高管理責任者に報告する。

（経費管理責任者）

第 5 条 競争的資金等の事務処理について、実質的な責任と権限を持つ経費管理責任者は事務長とする。

（事務処理手続き）

第 6 条 競争的資金等の事務処理手続きについては、別途「東北文教大学科学研究費補助金等の研究費使用に関する手続き要領」を定め、研究者に周知する。

（事務処理手続相談窓口）

第 7 条 競争的資金等の事務処理手続相談窓口は、総務課とする。

(防止計画推進部署)

第8条 不正防止対応計画の推進を担当する防止計画推進担当は、競争的資金等不正使用防止委員会および総務課とする。

(コンプライアンス推進部署)

第9条 コンプライアンス推進部署は総務課とし、責任者は総務課長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者(以下「副責任者」という。)を任命することができる。

(研究倫理教育)

第10条 研究倫理規定は別途「学校法人富澤学園東北文教大学・東北文教大学短期大学部研究倫理規程」を定める。また、当該研究に関わる全ての研究者は、本学の指定する研究倫理教育プログラムを受講しなくてはならない。

(行動規範)

第11条 不正使用を防止するため、別途「学校法人富澤学園 東北文教大学・東北文教大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範」を定める。

(不正防止対応計画)

第12条 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

(研究費の適正な運営・管理)

第13条 研究費の適正な運営・管理を次のとおり行うものとする。詳細は「東北文教大学・東北文教大学短期大学部 科学研究費補助金等の研究費使用に関する手続き要領」による。

- (1) 研究費執行にあたっては本学の指定する誓約書を提出しなくてはならない。
- (2) 研究費の執行状況管理および支出管理は、運営企画室および本部経理課が行うものとする。
- (3) 納品検査等の検収担当を運営企画室に配置し、納品確認を徹底する。
- (4) 研究者の旅費および研究補助に係る謝金等の実施確認を徹底する。

(研究データの保存と開示)

第14条 研究者は研究によって得たデータを一定期間(年間)保存し、必要に応じて開示する義務を負う。

(不正な取引に関与した業者の処分方針)

第 15 条 不正な取引に関与した業者については、取引停止処分を講ずる。取引停止期間は不正取引の内容に応じて学長が決定するものとする。

(競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口)

第 16 条 競争的資金等の使用に関する大学内外からのルール等の相談窓口は、運営企画室とする。

(通報・告発の受付窓口)

第 17 条 研究活動における不正行為(特定不正行為含む)及び競争的資金等の不正使用に関する大学内外からの通報・告発・相談の受付窓口は、総務課とする。

受付窓口連絡先は以下のとおりとする。

- (1) 電話 023-688-2298
- (2) Fax 023-688-6438
- (3) E-mail soumu@t-bunkyo.ac.jp

(不正行為及び競争的資金等の不正使用調査・取扱い)

第 18 条 不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、「東北文教大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき必要な調査を行うものとする。

(懲戒処分)

第 19 条 不正が認定された場合は、「学校法人富澤学園東北文教大学就業規則」第 11 章に基づき処分を行うものとする。

(モニタリングおよび内部監査)

第 20 条 競争的資金等の執行に係るモニタリングおよび内部監査は財務状況に関する経理監査および不正防止のための体制の検証を含むものとし、次のとおりとする。

- (1) 経理監査は競争的資金等不正使用防止委員会が行うこととし、防止計画推進担当である総務課と連携のうえ研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査および検証を行う。
- (2) 経理監査以外の監査は防止計画推進担当である総務課が行うこととし、大学全体の視点から研究費の管理・運営および研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視したモニタリングおよび監査を行う。